

社会教育委員の役割とは

◆社会教育法

(社会教育の定義)

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する法律、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう。

社会教育は、学校教育と異なり、人々の学習ニーズに即した幅広い学習内容を持っており、「個人の要望や社会の要望にこたえ」、「国及び地方公共団体に奨励されなければならない」（教育基本法第12条第1項）とされています。

◆教育基本法

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習できることができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

◆社会教育委員の設置については、**社会教育法第15条**に規定されています。社会教育委員は、法令上は、都道府県及び市町村の任意で設置するものであり、設置する場合は教育委員会が委嘱することとなっています。

また、設置は任意となっているものの、埼玉県内の社会教育委員の設置状況を見ますと、令和元年度には63市町村中60市町村が設置しており、社会教育を推進する上での大切な役割となっています。

◆社会教育委員の具体的な職務については、**第17条**に規定されています。

第1項では、社会教育に関し、教育委員会に助言すること。そのために、社会教育に関する諸計画を立案したり、会議を開き、教育委員会の諮問に応じて意見を述べたり、必要な研究調査を行うこと。

第2項では、教育委員会の会議に出席して、社会教育に関して意見を述べること。

第3項では、市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育の特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し助言と指導を与えること。

と、定められています。

皆様の役割は主として、「社会教育に関する意見を述べること」です。和光市の社会教育委員においても、特にこの社会教育委員会議にご出席頂き、ご意見をいただくことが活動の中心となっています。さまざまな団体などから選出された委員の皆様は、行政と市民との橋渡しの役割として、普段のそれぞれの活動の中で、「社会教育」の視点を持って頂き、お気付きになった課題や提案を行政に提言するという大切なお立場であるということをご理解いただきたいと思います。

